

横浜市立本牧南小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月 28 日策定(令和 5 年 4 月 3 日改訂)

第 1 章 いじめ防止にむけた基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法及び横浜市いじめ防止基本方針に示されたものをいじめと定義する。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。起こった場所は、学校の内外を問わない。個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは「元気いっぱい やさしさいっぱい なんでもチャレンジ南っ子 ～「ふるさと本牧」を担う子どもの育成～」という教育目標の実現のための健やかな成長への阻害要因となるだけではなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。そこで、国の基本方針及び横浜市いじめ防止基本方針にのっとり、本校では、いじめほどの集団にも、どの学校にも、どの児童にも起こる可能性があるもっとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、具体的な取組を推進していくこととする。いじめ防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、全職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら学校及び地域全体で児童の健全育成を図り、学校教育目標の実現とともにいじめのない社会を目指すことを目的とする。

第 2 章 学校いじめ防止対策委員会の設置及び取組

いじめ防止基本方針の目的を達成するために「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と、関係機関との連携を図る。

1 委員会の構成

「学校いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者とする。学校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、児童支援専任、児童指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任。また、必要に応じて外部専門家と連携を図る。

2 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、常設し、月 1 回以上、定期的を開催する。また、いじめを認知した際は、直ちに開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 委員会の役割

(1) いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

(2) 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と、記録、共有を行う。
- ・いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

(3) 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについて点検・見直しを行う。

第3章 いじめ防止及び早期発見・事案対処のための取組

1 いじめ防止への取組

- ① 新年度職員研修において、学校経営方針、児童指導スタンダードを全職員で共通理解する。
- ② 学校のきまりを守るよう常に指導する。
- ③ 児童会活動を通じ、子どもが主体となって、いじめのない子ども社会を形成するという意識を育む。
- ④ 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑤ 教職員の児童理解研修や人権研修を行い、教師力を高める。
- ⑥ 児童の「自尊感情を育む指導・支援」に努め、日々の授業改善や学級経営を行う。
- ⑦ 年2回「Y-P アセスメント」を実施し、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

2 いじめの早期発見

- ① 日々、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、全教職員での体制づくりと情報共有の推進を図る。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等で、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの相談があったときは迅速に対応することを徹底する。また、同時に児童がいじめの報告をすることは児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解する。
- ③ インターネットを通じたいじめに対して、関係機関と連携して情報モラル教育の推進を図り、児童の意識向上と保護者への啓発に努める。
- ④ 保護者・地域、学校協力者との連携を密にし、懇談会や個人面談の中でも、いじめに対する情報収集を行う。

- ⑤ 児童及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制として、管理職、養護教諭、児童支援専任などの学校職員あるいは学校カウンセラーがいることを周知し、その活用を促すようにする。

3 いじめに対する措置

- ① いじめの疑いがある、あるいは認められる情報が入った時には、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会を開き、情報の共有、対応方針の決定し、記録する。
- ② 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援は適切かつ継続的に行う。
- ③ いじめの認知時に重大な状況、または犯罪性が予想される場合やそれらが認められる場合は、警察署等関連機関に相談し、協力して取り組む。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。
- ⑤ いじめの問題など学校が抱える課題については、学校運営協議会等と連携を図り、地域ぐるみで解決や再発防止に努める。

4 いじめの解消

《いじめの解消の要件》としては少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

しかし、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童・加害児童について日常的に注意深く見守っていく。

5 児童理解のための教職員研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえるため、児童理解研修を計画的に実施する。また、いじめほどの児童にも起こり得る可能性があり、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童に必要な指導を行うための研修を実施する。

- ① 4月 関係機関より講師依頼 例「特別支援教育」
- ② 8月 専任教諭夏季研修に基づく職員研修
- ③ 11月 関係機関より講師依頼 例「自己肯定感を高めるための支援」

6 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区・学校・地域連携事業」や「中学校区懇談会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者や地域と共有し、連携・協働して取り組む。

7 年間計画

月	取組内容	
4	<ul style="list-style-type: none"> ○年間計画作成・重点指導内容等の確認 ○児童の実態把握と引継ぎ(新学年・幼保からの確認) ○児童指導部からの確認(本牧南小スタンダード読み合わせ) ○児童理解研修 ○特別支援での教室環境や学習関係での取組の確認 ○SCの紹介 ○児童会指導(まんまる学級目標の計画・取組) 	入学式 学年学級懇談会 学年集会 家庭訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 ○連休明け生活アンケート ○いじめ解決のための生活アンケート(記名式) ○国際平和スピーチコンテストの取組 	学校運営協議会① 学校説明会
6	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 ○YPアセスメントカンファレンス実施① 	中区スピーチコンテスト 学・家・地連
7	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 ○学習・生活ふりかえりカード(夏休み前) 	保護者面談 中学校区地区懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ○専任教諭夏季研修に基づく職員研修 ○横浜子ども会議(中学校ブロック) 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 ○夏休み明け生活アンケート 	学年学級懇談会
10	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 	運動会
11	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 ○児童指導強化週間の取組 ○児童指導集会(6年生の素敵なところを紹介) ○YPアセスメントカンファレンス実施② ○児童理解研修 ○人権週間の取組 ○児童会指導(まんまる学級目標の中間報告) 	学校運営協議会②
12	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 ○いじめ防止月間の取組 ○いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・面談) ○学習・生活ふりかえりカード(冬休み前) ○学校評価アンケート 	フェスティバル 保護者面談
1	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 ○冬休み明け生活アンケート 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 ○ピンクシャツデーの取組(2中4小合同) 	学校運営協議会③
3	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握 ○新年度への引継ぎ(新学年・中学校) ○取組の振り返り 	学年学級懇談会
年間	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会(月1回・随時) 	

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。ただし、日数だけではなく、児童の状態等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

また、児童の保護者から、いじめられている重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果はない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態ととらえ、報告・調査等にあたる。

2 報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告する。

3 調査・報告

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

4 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

第5章 その他

- 1 いじめに対応する組織体制や対応の流れについて年 1 回以上点検を行い、組織や取組等の見直しを行う。また必要があると認められる際には、いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。